

○ 運転経歴証明書とは

お持ちの運転免許証は、公安委員会へ返納することができます。

運転免許証を返納されると「**運転経歴証明書**」を申請することができます。

「運転経歴証明書」は、運転免許証を返納した日からさかのぼって5年間の運転に関する経歴を証明するもので、これまで安全運転に努めてきた証明や記念の品となるものです。



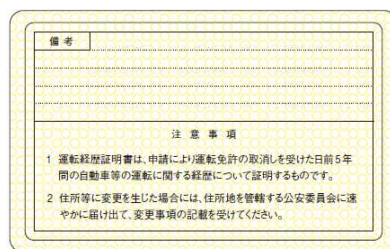
【 運転経歴証明書の特徴 】

- 1 公的な身分証明書類として生涯使えます。
- 2 申請できる期間は運転免許の返納後5年以内で、交付手数料が必要です。
- 3 住所や氏名が変わったときは届出が義務づけられており、変更事項は運転経歴証明書裏面の備考欄に記載されます。
- 4 紛失や破損したときには、再交付の申請をすることができます。(再交付手数料が必要です。)

表 面



裏 面



運転経歴証明書の交付手続きの方法はこちらです。

**運転経歴証明書の交付手続き**

【 運転免許証を自主返納した方への支援策 】

運転免許証を自主返納した方は、運転経歴証明書等を提示することにより様々な支援を受けることができます。

支援の内容はこちらです。

**運転免許証自主返納者への支援制度**

※ 平成30年3月1日現在のものです。支援内容は変更される場合があります。